

## 島根県発注工事における社会保険等未加入対策について

平成27年3月2日

建設業者の社会保険等未加入対策については、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保等の観点から、建設業許可、経営事項審査において加入指導に取り組んできたところですが、今般、発注者として、社会保険等に参加し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすること等を通じて、若年者の入職促進のための就労環境を整備するとともに公平で健全な競争環境を構築する観点から、下記のとおり取り扱うこととしました。

### 記

#### 1. 県発注工事の元請契約からの排除

平成27・28年度入札参加資格審査の申請から、社会保険等への加入を申請要件とし、元請業者を社会保険等（注1）加入業者に限定します。

#### 2. 県発注工事の一次下請契約からの排除（注2）

##### （1）受注者への措置

島根県公共工事請負契約約款において、元請業者に対し、全ての工事について、社会保険等に未加入である建設業を営む者（許可業者又は許可を受けないで建設業を営む者）との一次下請契約を禁止し、これに違反した場合は以下の措置を実施します。

##### ①元請業者への制裁金の請求

受注者が当該社会保険等未加入業者と契約した一次下請契約の最終請負代金額の、10分の1に相当する額を請求します。

##### ②元請業者に対する指名停止措置

「建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱」に基づき、指名停止の措置を行います。

##### ③工事成績評定の減点

指名停止措置による、工事成績評定の減点を行います。

##### （2）未加入業者への加入指導等

社会保険等に未加入である、二次以降を含む全ての下請業者のうち、当該業者が島根県知事以外の許可業者である場合は、当該建設業許可権者に通報します。それ以外の業者の場合、社会保険等の加入に係る指導等を行います。

##### （3）対象工事

平成27年4月1日以降に入札公告、指名通知又は見積依頼を行う県発注工事から適用します。

（注1）健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいいます。

（注2）一次下請契約から排除されるのは、社会保険等に未加入の業者のみです。加入している業者及び社会保険等の適用が除外される業者は除きます。